⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺ Contact point for tender documentation: Yutaka Nagata, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture, 567―0871 Japan. Tel. 06―6344―9241

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月13日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社　関西支社

支社長　村尾　光弘

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第26号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新名神高速道路　城陽ＩＣ～宝塚北スマートＩＣ間ＥＴＣ設備工事（電子入札対象）

⑶　工事場所

新名神高速道路（城陽ＩＣ～八幡ＩＣ）

自）京都府城陽市寺田今橋（城陽ＩＣ）

至）京都府八幡市美濃山荒坂（八幡ＩＣ）

新名神高速道路（高槻ＩＣ～神戸ＪＣＴ）

自）大阪府高槻市成合（高槻ＩＣ）

至）兵庫県神戸市北区八多町(神戸ＪＣＴ)

名神高速道路

自）大阪府茨木市大字小坪井（大阪高速道路事務所）

至）大阪府茨木市大字小坪井（大阪高速道路事務所）

中国自動車道

自）兵庫県西宮市山口町下山口（神戸高速道路事務所）

至）兵庫県西宮市山口町下山口（神戸高速道路事務所）

京滋バイパス

自）京都府久世郡久御山町森北大内（京都高速道路事務所）

至）京都府久世郡久御山町森北大内（京都高速道路事務所）

⑷　工事内容　本工事は、新名神高速道路　城陽ＩＣ～八幡ＩＣ間及び高槻ＩＣ～宝塚北スマートＩＣ間のＥＴＣ設備の新設を行うもので、各機器の製作、設置、配管配線及び試験調整の一切を行うものである。

⑸　工事概算数量

城陽ＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　２レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

城陽ＪＣＴ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　３レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

八幡ＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　２レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

八幡ＪＣＴ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　２レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

高槻ＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　２レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

茨木北ＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　３レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

箕面ＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

（箕面有料道路直結）

走行車両重量測定装置　２レーン

箕面ＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　４レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

川西ＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　２レーン

走行車両重量測定装置　２レーン

宝塚北スマートＩＣ

ＥＴＣ設備　入口　２レーン

出口　２レーン

⑹　工期　契約締結日の翌日から540日間

⑺　本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る社会的要請の高い課題についての施工上の工夫、具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑾　紙入札方式の場合⑽の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「無線設備工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること）。

⑶　施工実績　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

同種工事　移動体とのデータ通信を目的とした電波によるデジタル無線基地局の設置をした工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　本工事は建設業法の電気通信工事業（電気工事業は該当しない）であり、専任の主任技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に該当する主任技術者とする。

専任の監理技術者については、建設業法の電気通信工事業（電気工事業は該当しない）に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。